様式第５

（表）

第　　号
交付年月日
有効期間

身　分　証　明　書

住　所
氏　名
職　名
生年月日

写　真

上記の者は、地すべり等防止法第22条第１項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。

主務大臣　　印

（裏）

地すべり等防止法抜粋

第10条　主務大臣は、次の各号の１に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一　地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二　地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三　地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四　地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

２　主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

３　主務大臣は、第１項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第22条　都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを

検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3　第１項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
4　第２項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。